



5 日常生活用具

日常生活用具



身体、知的又は精神障がいのある方に、日常生活における福祉用具の購入費用の9割～10割を助成します。

対象者	身体障がい、知的障がい、精神障がいのいずれかに該当する方 ※日常生活用具の種類ごとに要件があります。																				
用具の種類	次のページ以降参照																				
自己負担額	所得により0～10%負担(非課税世帯、生活保護世帯の方は無料)																				
	<table border="1"> <tr> <td>世帯の範囲</td> <td colspan="3">本人が18歳以上の場合→本人及び配偶者 本人が18歳未満の場合→保護者の属する住民基本台帳での世帯</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>世帯の市民税課税状況</td> <td>負担割合</td> <td>負担上限月額</td> </tr> <tr> <td>課税</td> <td>市民税課税世帯</td> <td>10%</td> <td>37,200円</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>市民税非課税世帯</td> <td>負担なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活保護</td> <td>生活保護世帯</td> <td>負担なし</td> <td></td> </tr> </table>	世帯の範囲	本人が18歳以上の場合→本人及び配偶者 本人が18歳未満の場合→保護者の属する住民基本台帳での世帯			区分	世帯の市民税課税状況	負担割合	負担上限月額	課税	市民税課税世帯	10%	37,200円	低所得	市民税非課税世帯	負担なし		生活保護	生活保護世帯	負担なし	
	世帯の範囲	本人が18歳以上の場合→本人及び配偶者 本人が18歳未満の場合→保護者の属する住民基本台帳での世帯																			
	区分	世帯の市民税課税状況	負担割合	負担上限月額																	
課税	市民税課税世帯	10%	37,200円																		
低所得	市民税非課税世帯	負担なし																			
生活保護	生活保護世帯	負担なし																			
※世帯のいずれかの方の市民税所得割額が46万円以上の場合は、支給対象外です。																					
必要書類	①申請書 ②見積書 ③印鑑(本人以外の方が申請する場合のみ)																				
手続きの流れ	<div style="text-align: center;"> <p>① 申請 《窓口:障がい福祉課》 </p> <p>↓</p> <p>② 見積書の提出 《ご本人又は業者→障がい福祉課》</p> <p>↓</p> <p>③ 決定通知の交付 《郵送:障がい福祉課→ご自宅》 </p> <p>↓</p> <p>④ 日常生活用具の受取、自己負担額の支払い 《ご本人⇄業者》</p> </div>																				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・用具の購入前にご申請ください。購入後の助成はできませんのでご注意ください。 ・業者は、市に登録していることが必要です。業者にご確認いただくか、障がい福祉課までお問い合わせください。 ・業者への代金のお支払いには、市から送られた支給券をご使用ください。また、支給券に「利用者負担額」が記載されている方は、その額を現金等で業者へお支払いください。 																				
窓口	障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話 047-445-1307 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用)																				

日常生活用具一覧表

(障がい等級別)

	種 目(★…介護保険優先)	視覚		聴覚		平衡	音声言語	上肢		下肢体幹				内部		知的		精神
		1,2	3,4 5,6	2	3,4 6	3,5	3,4	1,2	3,4 5,6	1	2	3	4,5 6	1,2 3	4	(A) A	B	1, 2 3
①	特殊寝台 ★									●	●							
②	特殊マット ★									●	▲						▲	
③	特殊尿器 ★									●							●	
④	入浴担架									●	●							
⑤	体位変換器 ★									●	●							
⑥	移動用リフト ★									●	●							
⑦	訓練イス ※児童のみ									●	●							
⑧	訓練用ベッド ※児童のみ									●	●							
⑨	入浴補助用具 ★									●	●	●	●					
⑩	便座 ★									●	●							
⑪	頭部保護帽					●				●	●	●	●			▲	▲	▲
⑫	つえ(T字杖)					●				●	●							
⑬	移動・移乗支援用具 ★					●				●	●	●	●					
⑭	特殊便器							●										
⑮	火災警報器	●		●				●		●	●						●	●
⑯	自動消火器	●		●				●		●	●						●	●
⑰	電磁調理器	●															●	
⑱	歩行時間延長信号機用小型送信機	●																
⑲	聴覚障がい者用屋内信号装置			●														
⑳	透析液加温器													● じん臓				
㉑	ネブライザー(吸入器)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
㉒	電気式たん吸引器	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
㉓	非常用発電機等	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
㉔	酸素ボンベ運搬車	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
㉕	視覚障がい者用体温計(音声式)	●																
㉖	視覚障がい者用体重計	●																
㉗	視覚障がい者用血圧計(音声式)	●																
㉘	携帯用会話補助装置						●	▲	▲	▲	▲	▲	▲					
㉙	情報・通信支援用具	●						●										
㉚	地上デジタル放送対応ラジオ	●																
㉛	点字ディスプレイ	▲		▲														
㉜	点字器	●	●															
㉝	点字タイプライター	●																
㉞	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	●																
㉟	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	●																
㊱	視覚障がい者用拡大読書器	●	●															
㊲	視覚障がい者用時計	●																
㊳	聴覚障がい者用通信装置			●	●		●											
㊴	聴覚障がい者用情報受信装置			●	●													
㊵	人工喉頭(笛式)						●											
㊶	人工喉頭(電動式)						●											
㊷	福祉電話(貸与)	▲		▲	▲			▲		▲	▲			▲				
㊸	ファックス(貸与)	▲	▲				▲											
㊹	ストマ用装具(蓄便袋)													● 直腸		● 直腸		
㊺	ストマ用装具(蓄尿袋)													● ぼうこう		● ぼうこう		
㊻	紙おむつ(脳性麻痺等用)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
㊼	収尿器(しびん)									●	●							
㊽	居宅生活動作補助用具(住宅改修) ★									●	●	●						

●…ほぼ該当 ▲…一部該当 空欄…該当しない又はほぼ該当しない ※詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。

目次
1 制度一覧
2 障害者手帳
3 障害福祉サービス
4 補装具
5 日常生活用具
6 手当、年金等
7 医療
8 税金、公共料金
9 交通機関
10 日常生活支援
11 障がい別支援
12 障がい別支援
13 就労支援
14 選挙
15 相談
16 施設
17 関係機関
18 シンボルマーク
19 マナーバイ
関連

日常生活用具一覧表

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	
介護・訓練支援用具	①特殊寝台 ★介護保険優先 	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方 ※原則18歳以上	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部と脚部の傾斜角度を別々に調整できるもの	154,000円	8年
	②特殊マット ★介護保険優先 	下肢又は体幹機能障がい1級の方(常時介護が必要な方に限る) ※原則18歳以上	褥瘡(じよくそう)の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できるもの	19,600円	5年
		下肢又は体幹機能障がい2級以上の方又は知的障がいAの方 ※身体障がいの方は原則3歳以上18歳未満	失禁等による汚染又は損耗を防止するためのマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの		
	③特殊尿器 ★介護保険優先	下肢又は体幹機能障がい1級の方又は知的障がいAかAの方(訓練を行っても自らの排便後の処理が困難な方に限る) ※原則学齢児童以上	尿が自動的に吸引されるもので対象者や介助者が簡単に使えるもの	67,000円	5年
	④入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方(入浴に介助が必要な方に限る。) ※原則3歳以上	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	⑤体位変換器 ★介護保険優先	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方 (下着交換の際に、他人の介助が必要な方に限る。) ※原則学齢児童以上	介助者が対象者の体位を簡単に変換できるもの	15,000円	5年
	⑥移動用リフト ★介護保険優先 	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方 ※原則3歳以上	介助者が対象者を移動させるにあたり、簡単に使えるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	⑦訓練イス	下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童 ※原則3歳以上18歳未満	原則として附属のテーブルを有するもの	33,100円	5年
⑧訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童 ※原則学齢児童以上18歳未満	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年	
自立生活支援用具	⑨入浴補助用具 ★介護保険優先 	下肢又は体幹機能障がいがあり、入浴に介助を必要とする方 ※原則3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者や介助者が簡単に使用できるもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年

日常生活用具一覧表

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	
自立生活支援用具	⑩便座 ★介護保険優先 	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方 ※原則学齢児童以上	対象者が簡単に使用できるもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円 (手すりのないものにあたっては、4,450円)	8年
	⑪頭部保護帽 	下肢、体幹機能、平衡機能に障がいがあると認定された方、知的障がい④かAの方又は精神障がい1級の方で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160円	3年
	⑫つえ (T字又は棒状のもの) 	平衡機能、下肢又は体幹機能が2級以上の方	材質が木材のもの(十分な強度を有するもの)	2,200円	3年
			材質が軽金属のもの	3,000円	
	⑬移動・移乗支援用具 ★介護保険優先 	平衡機能、下肢又は体幹機能障がいがあり、家庭内の移動等で介助が必要な方 ※原則3歳以上	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等。ただし設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 (1)対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2)転倒予防、立ち上がりや移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	60,000円	8年
	⑭特殊便器	上肢機能障がい2級以上の方(訓練を行っても自らの排便後の処理が困難な方に限る) ※原則学齢児童以上	足踏みペダル、センサー等で温水温風を出すことができるもの(設置にあたり住宅改修を伴うものを除く)	151,200円	8年
⑮火災警報器 ※65歳以上の方は高齢者支援課へご相談ください 	身体障がい2級以上の方、知的障がい④かAの方又は精神障がい1級の方で、火災発生の感知や避難が著しく困難な方(障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方に限る。)	室内の火災を煙や熱により感知し、音や光を発し、屋外に警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年	
⑯自動消火器 ※65歳以上の方は高齢者支援課へご相談ください	身体障がい2級以上の方、知的障がい④かAの方又は精神障がい1級の方で、火災発生の感知や避難が著しく困難な方(障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年	




日常生活用具一覧表

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	
自立生活支援用具	⑰電磁調理器 ※65歳以上の方は高齢者支援課へご相談ください 	視覚障がい2級以上の方(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)又は知的障がい④、Aの方 ※原則18歳以上	障がい者が簡単に使用できるもの	41,000円	6年
	⑱歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児童以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	7,000円	10年
	⑲聴覚障がい者用屋内信号装置  ケカライヤク 玄関 来客	聴覚障がい2級以上の方(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方で日常生活上必要と認められるものに限る。) ※原則18歳以上	音、音声を視覚、触覚等により知覚できるもの。サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	⑳透析液加温器	じん臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透液療法を行う方 ※原則3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	㉑ネブライザー(吸入器) 	呼吸器機能障がい3級以上の方又はそれに準ずる方であって、必要と認められる方 ※原則学齢児童以上	障がい者または介助者が簡単に使用できるもの	36,000円	5年
	㉒電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上の方又はそれに準ずる方であって、必要と認められる方 ※原則学齢児童以上	障がい者が簡単に使用できるもの	56,400円	5年
	㉓非常用発電機等 	呼吸器機能障がい3級以上の方又はそれに準ずる方であって、在宅で生命維持のため人工呼吸器、電気式たん吸引器及び酸素濃縮器等を利用している方	持ち運び式であり、所有している人工呼吸器、電気式たん吸引器、酸素濃縮器等が使用できるもの	100,000円	5年
	㉔酸素ポンプ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う方 ※原則18歳以上	障がい者が簡単に使用できるもの	17,000円	10年
	㉕視覚障がい者用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上の方(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方に限る。) ※原則学齢児童以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	9,000円	5年
	㉖視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上の方(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方に限る。) ※18歳以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	18,000円	5年

日常生活用具一覧表

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	
⑲視覚障がい者用 血圧計(音声式)	視覚障がい2級以上の方(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方に限る。) ※18歳以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	15,000円	5年	
情報・ 意思疎通 支援用具	⑳携帯用会話補助 装置 	音声言語機能障がい又は肢体不自由があり、発声、発語に著しい障がいのある方 ※原則学齢児以上	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能があり、障がい者が簡単に使用できるもの	98,800円	5年
	㉑情報・通信支援 用具	上肢又は視覚障がい2級以上の方	上肢障がいにあつてはインテリキー、ジョイスティックその他情報通信の支援が容易にできるもの 視覚障がいにあつては画面拡大ソフト、画面音声化ソフトその他情報・通信の支援が容易にできるもの	100,000円	5年
	⑳地上デジタル放 送対応ラジオ	視覚障がい2級以上の方(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方に限る。)	地上デジタル放送による緊急警報放送及び緊急地震速報を受信できる機能を有し、視覚障がい者が簡単に使用できるもの	29,000円	5年
	㉒点字ディスプレイ 	視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級の重複障がいの方 ※原則18歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
㉓点字器 	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	標準型 32マス18行両面書で真鍮板製 又はプラスチック製のもの	標準型 真鍮板製 10,400円 プラスチック製 6,600円	標準型 7年	
		携帯型 32マス4行片面書でアルミニウム製又はプラスチック製	携帯型 アルミニウム型 7,200円 プラスチック製 1,650円	携帯型 5年	
㉔点字タイプライター 	視覚障がい2級以上の方 (就労又は就学しているか、就労が見込まれる方に限る。)	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	63,100円	5年	
㉕視覚障がい者用 ポータブルレコーダー 	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	音声や点字で操作ボタンが知覚、認識でき、DAISY方式で録音や記録された図書の再生ができるものであつて、視覚障がい者が簡単に使用できるもの(再生専用機を除く)	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年	

日常生活用具一覧表

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
③⑤視覚障がい者用 活字読み上げ装置	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	印刷物等の文字を、同じ紙面に印刷された音声コードを読み取り、読み上げる装置であって、視覚障がい者が簡単に使用できるもの	99,800円	6年
情報・意思疎通支援用具 ③⑥視覚障がい者用 拡大読書器 	視覚障がい者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる方 ※原則学齢児以上	文字等を拡大し、モニターに映し出せるもの	198,000円	8年
③⑦視覚障がい者用 時計	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	触読式、触感式、音声式等のもので、視覚障がい者が簡単に時刻を確認できるもの	13,300円	10年
③⑧聴覚障がい者用 通信装置 	聴覚障がい者(児)又は発声、発語に著しい障がいのある方で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方 ※原則学齢児以上	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が簡単に使用できるもの	71,000円	5年
③⑨聴覚障がい者用 情報受信装置 	聴覚障がい者(児)であって、本装置によってテレビの視聴が可能となる方	聴覚障がい者が簡単に使用できるもので以下の機能があるもの ・字幕及び手話通訳の映像を合成したものを(テレビ画面に)出力する機能 ・災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信する機能	88,900円	6年
④⑩人工喉頭 (笛式)	喉頭摘出者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,000円	4年
④⑪人工喉頭 (電動式) 	喉頭摘出者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100円	5年
④⑫福祉電話 (貸与)	外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)又は聴覚障がい者で、コミュニケーションや緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、前年分所得税非課税世帯) ※原則18歳以上	障がい者が簡単に使用できるもの	—	—
④⑬ファックス(貸与)	電話(難聴者用電話を含む)によるコミュニケーションが困難な聴覚又は音声機能もしくは言語機能の障がいの程度が3級以上の障がい者で、コミュニケーションや緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、前年分所得税非課税世帯)※原則18歳以上	障がい者が簡単に使用できるもの	—	—

日常生活用具一覧表

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	
排泄管理支援用具	④④ストマ用装具 (消化器系) 	ストマ造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。 (収尿袋はキャップ付であるもの)	蓄便袋 1か月につき 8,600円 蓄尿袋 1か月につき 11,300円	—
	④⑤紙おむつ (ストマ用装具代替 又は脳原性運動機能障がい者用) 	3歳以上であって、①～③のいずれかに該当する方 ①ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着することができない方 ②先天性疾患に起因する神経障がい(二分脊椎等)による排尿機能障がい又は排便機能障がいのある方 ③脳性麻痺等脳原性運動機能障がい1級である方(3歳以前に発現した非進行性性能病変による方に限る。)により排尿若しくは排便の意思表示が困難な方	障がい者が簡単に使用できるもの	1か月につき 12,000円	—
	④⑥収尿器 (しびん)	高度の排尿機能障がいのある方	男子 採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置が付いているものでラテックス製又はゴム製であるもの 女子用 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又はポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管を有するもの	普通型 7,700円 簡易型 5,700円 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	1年 1年
居宅生活動作補助用具 (住宅改修) ★介護保険優先 	下肢、体幹機能障がいの程度が3級以上の方 (ただし、温水洗浄便座への取替えをする場合は上肢2級以上の方) ※原則学齢児以上	対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模の住宅改修を伴うもの (1回限り)	200,000円	—	

日常生活用具(難病)

難

難病の方に、日常生活における福祉用具の購入費用の9割～10割を助成します。

対象者	難病にかかっている方 ※対象疾病の診断が出ていれば、重症度に関わらず申請可。 ※日常生活用具の種類ごとに別途要件があります。		
用具の種類	下表「日常生活用具一覧表【難病】」参照		
自己負担額	所得により0円～1割を自己負担		
	世帯の範囲	本人が18歳以上の場合→本人及び配偶者 本人が18歳未満の場合→保護者の属する住民基本台帳での世帯	
	区分	世帯の市民税課税状況	負担割合
	課税	市民税課税世帯	10%
低所得	市民税非課税世帯 均等割のみ課税世帯	負担なし	37,200円
生活保護	生活保護世帯	負担なし	
※世帯のいずれかの方の市民税所得割額が46万円以上の場合は、支給対象外です。			
必要書類	①申請書 ②印鑑(本人以外の方が申請する場合のみ) ③難病の証明書類(千葉県特定医療費(指定難病)受給者証等) ④見積書		
手続きの流れ	1 ①申請書と③難病の証明書類と一緒に提出する。(申請者→障がい福祉課) 2 ④見積書を提出する。(申請者又は業者→障がい福祉課) 3 支給券の交付(障がい福祉課→ご自宅へ郵送) 4 用具の受取り、代金の支払い(申請者⇄業者)		
その他	・用具の購入前にご申請ください。購入後の助成はできませんのでご注意ください。 ・業者は、市に登録していることが必要です。業者にご確認いただくか、障がい福祉課までお問い合わせください。 ・業者への代金のお支払いには、市から送られた支給券をご使用ください。また、支給券に「利用者負担額」が記載されている方は、その額を現金等で業者へお支払いください。		
窓口	障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話 047-445-1307 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用)		

日常生活用具一覧表【難病】

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	①特殊寝台 ★介護保険優先	寝たきりの状態にある方 腕、足等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能があるもの	154,000円	8年
	②特殊マット ★介護保険優先	寝たきりの状態にある方 床ずれの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能があるもの	19,600円	5年
	③特殊尿器 ★介護保険優先	自力で排尿できない方 尿が自動的に吸引されるもので対象者又は介助者が簡単に使用できるもの	67,000円	5年
	④体位変換器 ★介護保険優先	寝たきりの状態にある方 介助者が対象者の体位を変換させるのに簡単に使用できるもの	15,000円	5年

日常生活用具一覧表【難病】

	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	⑤移動用リフト ★介護保険優先	下肢又は体幹機能に障がいのある方	介助者が対象者を移動させるにあたって、簡単に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000円	4年
	⑥訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障がいのある方	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	⑦入浴補助用具 ★介護保険優先	入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が簡単に使用できるもの	90,000円	8年
	⑧便器 ★介護保険優先	常時介護を要する方	対象者が簡単に使用できるもの（手すりをつけることができる）	9,850円 手すりのないものにあつては、4,450円	8年
	⑨移動・移乗支援用具 ★介護保険優先	下肢が不自由な方	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等。ただし設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 (1)対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2)転倒予防、立ち上がりや移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	60,000円	8年
	⑩特殊便器	上肢機能障がいをもつ方 ※原則3歳以上	足踏みペダル、センサー等で温水温風を出すことができるもの（設置にあたり住宅改修を伴うものを除く）	151,200円	8年
	⑪自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみ世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	28,700円	8年
在宅療養等支援用具	⑫ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある方	対象者または介助者が簡単に使用できるもの	36,000円	5年
	⑬電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある方	対象者または介助者が簡単に使用できるもの	56,400円	5年
	⑭動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な方	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が簡単に使用できるもの	157,500円	5年
居宅生活動作補助用具	⑮居宅生活動作補助用具（住宅改修） ★介護保険優先	下肢又は体幹機能に障がいのある方	対象者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの（1回限り）	200,000円	—


日常生活用具(小児慢性特定疾病)

難

小児慢性特定疾病の児童に、日常生活における福祉用具の購入費用を助成します。

対象者	小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けていて、「日常生活用具(身体障がい、知的障がい、精神障がい)」や「日常生活用具(難病)」に該当しない方 ※日常生活用具の種類ごとに別途要件があります。			
用具の種類	下表「日常生活用具一覧表【小児慢性特定疾病】」参照			
自己負担額	世帯の課税額により自己負担額が決定されます。			
	世帯の範囲	当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位 (通常は住民基本台帳上の世帯)		
	区分	世帯の課税状況	所得割額	自己負担額
	課税(D1)～ 課税(D20)	所得税課税世帯	3,000円以下～ 1,041,001円以上	2,900円～ 全額負担
	課税(C)	市民税均等割のみ課税世帯	0円	2,250円
	低所得(B) 生活保護(A)	市民税非課税世帯 生活保護世帯	0円	1,100円 負担なし
※同一世帯で2名以上の児童が同時に購入する場合は、2人目以降の自己負担額は1/10に軽減されます。				
必要書類	①申請書 ②印鑑 ③小児慢性特定疾病医療受給者証の写し ④見積書			
手続きの流れ	<ol style="list-style-type: none"> 1 ①申請書と③難病の証明書類と一緒に提出する。(申請者→障がい福祉課) 2 ④見積書を提出する。(申請者又は業者→障がい福祉課) 3 支給券の交付(障がい福祉課→ご自宅へ郵送) 4 用具の受取り、代金の支払い(申請者⇄業者) 			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・用具の購入前にご申請ください。購入後の助成はできませんのでご注意ください。 ・業者は、市に登録していることが必要です。業者にご確認いただくか、障がい福祉課までお問い合わせください。 ・業者への代金のお支払いには、市から送られた支給券をご使用ください。また、支給券に「利用者負担額」が記載されている方は、その額を現金等で業者へお支払いください。 			
窓口	障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話 047-445-1307 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用)			

日常生活用具一覧表【小児慢性特定疾病】

種目	対象者	性能	基準額
①便器	常時介助を要するもの	小児慢性特定疾病児童が容易に使用しうるもの (手すりをつけることができる。)	4,900円
②特殊マット 	寝たきりの状態にある方	床ずれの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能があるもの	21,560円
③特殊便器	上肢機能に障がいのあるもの	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし取り換えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円

日常生活用具一覧表【小児慢性特定疾病】

種目	対象者	性能	基準額
④特殊寝台	寝たきりの状態にある方	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能があるもの	169,400円
⑤歩行支援用具	下肢が不自由な方 	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ、歩行器等である。 (1)小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2)転倒予防、立ち上がりや移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	66,000円
⑥入浴補助用具	入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの	99,000円
⑦特殊尿器	自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの	73,700円
⑧体位変換器	寝たきりの状態にある方	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに簡単に使用できるもの	16,500円
⑨車椅子	下肢が不自由な方	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440円
⑩頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380円
⑫電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある方	小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの	62,040円
⑬クールベスト	体温調節が著しく難しい方	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	22,000円
⑭紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある方	紫外線をカットできるもの	41,580円
⑮ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいのある方	小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの	39,600円
⑯パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの	173,250円
⑰ストマ装具(消化器系)	ストマ造設者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの	113,520円
⑱ストマ装具(尿路系)	ストマ造設者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの	149,160円
⑲人工鼻	人工呼吸器の装着または気管切開が必要な方	小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの	128,700円